

福島県禁煙外来情報ホームページ運用要領

1 目的

禁煙を希望する喫煙者に対し、禁煙外来を行っている医療機関の情報を県ホームページ（以下、「ホームページ」という。）において提供する。

2 禁煙外来の定義

基礎疾患の治療の延長として禁煙指導を行っているだけでなく、特に基礎疾患のない禁煙希望者に対しても、カウンセリング、禁煙補助剤の処方等の禁煙指導に応じていること。

3 提供情報項目

以下の情報について提供を行う。

- (1) 医療機関名
- (2) 住所
- (3) 診療科名
- (4) 担当医名
- (5) 医療機関ホームページ URL
- (6) 禁煙外来の受付時間（曜日・時間）
- (7) 予約制の有無
- (8) 未成年者受け入れの意向の有無
- (9) 連絡先（電話番号、FAX、E-mail）
- (10) ニコチン依存症管理料の施設基準に係る届出の状況
- (11) その他

4 申請

(1) 新規掲載

ホームページへ掲載を希望する医療機関は、申請書（別紙）に必要事項を記入の上、電子メール、FAX 又は郵送により、県健康づくり推進課に申請する。

(2) 変更

ホームページに掲載されている情報に変更があった医療機関は、申請書に変更をする箇所を記載の上、県健康づくり推進課へ申請する。

(3) 掲載停止

ホームページへの掲載を停止する場合は、申請書に申請者と年月日を記載の上、県健康づくり推進課へ申請する。

(4) 更新依頼

県健康づくり推進課から各医療機関へ、ホームページの記載事項の更新依頼を行った際には、その依頼内容における回答様式により申請する。

5 ホームページの運営

ホームページの運営は、県健康づくり推進課において行う。

6 申請先

〒960-8670

福島市杉妻町2番16号（西庁舎7階）

福島県 保健福祉部 健康づくり推進課 生活習慣病対策担当

電話 024-521-7640 FAX 024-521-2191

E-mail gan - taisaku@pref.fukushima.lg.jp

7 その他

その他ホームページの運営について必要な規定は、県健康づくり推進課長が定めるものとする。

附 則

- 1 本要領は、平成16年 1月16日より施行する。
- 2 本要領は、平成18年 5月19日より施行する。
- 3 本要領は、平成20年 4月 1日より施行する。
- 4 本要領は、平成30年 1月11日より施行する。
- 5 本要領は、令和 2年 4月21日より施行する。
- 6 本要領は、令和 5年11月27日より施行する。